○国土交通省告示第千一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年九月二十四日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4840号	船外機（小型船舶用）	BBCJ	本田技研工業株式会社	後進用ベベルギアの外径を変更
第4841号	〃	BBAJ	〃	〃

○海上保安庁告示第百八十八号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　箱埼灯台
位置
所在地　香川県三豊市（箱埼）
北緯　三四―一五―三六
東経　一三三―三五―二八
変更した事項
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　五・〇海里
変更年月日　平成二十五年九月十日

名称　菅島灯台
位置
所在地　三重県鳥羽市（菅島）
北緯　三四―三〇―〇〇
東経　一三六―五四―三一
変更した事項
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　七・五海里
変更年月日　平成二十五年九月十日

名称　滝埼灯台
位置
所在地　石川県羽咋市（滝埼）
北緯　三六―五五―四五
東経　一三六―四五―〇〇
変更した事項
光達距離　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで二五メートル
高さ
変更年月日　平成二十五年九月十日

名称　千葉県勝浦市（川津港南防波堤外端）
位置
所在地　千葉県勝浦市（川津港南防波堤外端）
北緯　三五―〇八―四五
東経　一四〇―一九―四〇
変更した事項
光質　単閃白光　毎五秒に一閃光
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十五年九月十日

名称　勝浦東部港川津南防波堤灯台
位置
所在地　千葉県勝浦市（勝浦東部港川津南防波堤外端）
北緯　三五―〇八―四五
東経　一四〇―一九―四〇
変更した事項
灯質　連成不動単閃緑光　毎五秒に一閃光
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ
変更年月日　平成二十五年九月十一日

名称　仙台南防波堤灯台
位置
所在地　宮城県仙台塩釜港仙台区（南防波堤外端）
北緯　三八―一五―五六
東経　一四一―〇二―四九
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで一七メートル
変更年月日　平成二十五年九月十一日

名称　日生港日生防波堤西灯台
位置
所在地　岡山県日生港（日生防波堤西端）
北緯　三四―四三―二八
東経　一三四―一六―一四
変更した事項
位置
所在地　岡山県日生港（日生防波堤西端）
北緯　三四―四三―三一
東経　一三四―一六―一五
補正

名称　小槌島灯台
位置
所在地　香川県高松市（小槌島）
北緯　三四―二三―四七
東経　一三三―五五―二二
変更した事項
位置
所在地　香川県高松市（小槌島）
北緯　三四―二三―四七
東経　一三三―五五―二二
補正

名称　笠磯灯標
位置
所在地　安渡島灯台（広島県江田島市）の南南東方約一・七キロメートル
北緯　三四―一五―四六
東経　一三二―二四―四六
変更した事項
位置
所在地　安渡島灯台（広島県江田島市）の南南東方約一・七キロメートル
北緯　三四―一五―四五
東経　一三二―二四―四八
補正

名称　久賀港弁天B防波堤西灯台
位置
所在地　山口県久賀港（弁天B防波堤西端）
北緯　三三―五七―〇九
東経　一三二―一六―二〇
変更した事項
位置
所在地　山口県久賀港（弁天B防波堤西端）
北緯　三三―五七―〇七
東経　一三二―一六―一九
補正

名称　四浦港落ノ浦防波堤灯台
位置
所在地　大分県津久見市（四浦港落ノ浦防波堤外端）
北緯　三三―〇四―一二
東経　一三一―五九―一五
変更した事項
位置
所在地　大分県津久見市（四浦港落ノ浦防波堤外端）
北緯　三三―〇四―〇七
東経　一三一―五九―一七
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
補正

名称　鶴御埼灯台
位置
所在地　大分県佐伯市（鶴御埼）
北緯　三二―五五―五九
東経　一三二―〇四―五九
変更した事項
位置
所在地　大分県佐伯市（鶴御埼）
北緯　三二―五五―五七
東経　一三二―〇四―五七
補正

○海上保安庁告示第百八十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年十月四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称　陸中弁天埼灯台
位置
所在地　岩手県下閉伊郡田野畑村（弁天埼）
北緯　三九―五六―四九
東経　一四一―五七―三五